

生駒市監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を請求人に対して通知したので、これを公表する。

平成21年12月1日

生駒市監査委員 藤 本 勝 美
生駒市監査委員 井 上 圭 吾
生駒市監査委員 井 上 充 生

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出

平成21年10月13日

第2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに陳述時の補足説明等によれば、本件請求の要旨は次のとおりである。

1 請求の対象行為

生駒市が平成21年3月13日に開催された生駒市環境審議会（以下「審議会」という。）の委員報酬及び同月18日の審議会委員に委員報酬合計140,000円を支給した行為及び生駒市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定した行為

2 対象行為が違法又は不当であることの理由

生駒市は基本計画案について生駒市環境基本条例（平成11年3月生駒市条例第11号。以下「環境条例」という。）の規定により平成21年3月13日に審議会に付した。審議会では、基本計画案には生駒市自身が取り組むべき施策が触れられておらず、また、パブリックコメントでも同様のことが示されており、その点について基本計画に入れるよう審議会委員から指摘があり、生駒市はそのことについて了承する旨を回答した。しかし、生駒市は審議会の指摘をまったく無視し、4月に公表した基本計画は当初案のまま変更しなかった。そのため、審議会は環境条例第8条第3項及び第22条第2項に定める目的を達していないことから生駒市が支出した審議会委員の報酬は違法・不当である。また、審議会がその目的を達していないため、生駒市は環境条例第4条及び第8条等に定める責務を果たしておらず、策定された基本計画は環境条例に定める要件を欠いているため違法・不当である。

3 求める措置内容

支出した140,000円について、生駒市長、生活環境部長及び当時の環境政策課長に

負担させるよう勧告すること及び基本計画を撤回し再策定するよう市長に勧告すること。

第3 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成21年11月11日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から新たな証拠の提出及び請求内容の補足説明があった。

2 監査の対象事項

生駒市が平成21年3月13日及び同月18日の審議会の委員報酬として、出席した委員に対し合計140,000円を支出したことについて監査の対象とした。

なお、本件請求のうち基本計画を撤回し再策定することについては住民監査請求の対象ではないので以下のとおり却下することとした。

3 監査の対象部局等

生駒市生活環境部環境政策課を監査対象とし、必要な資料の提出を求めるとともに、平成21年11月11日に生活環境部長、環境政策課長及び環境政策課課長補佐から事情聴取を行った。

第4 監査の結果

本件請求については、次のとおり決定した。

1 事実関係の確認

本件請求書及び提出された事実証明書並びに関係職員の事情聴取及び提出された資料に基づき、次のように事実を確認した。

(1) 審議会について

審議会は、環境条例第22条第1項の規定により「市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため」設置され、同条第2項第1号の規定により「環境基本計画に関すること」及び第2号の規定により「前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項」を調査審議するものとしている。

(2) 本件請求に係る審議会委員報酬の支給対象となる会議等

本件請求に係る審議会委員報酬の支給対象となった会議等は、平成21年3月13日開催の第12回審議会と平成21年3月18日開催の市長への答申である。その概要は以下のとおりである。

① 第12回審議会

開催日時 平成21年3月13日

開催場所 生駒市コミュニティセンター2階203・204会議室

審議事項 (1) 生駒市の環境について
(2) 生駒市環境基本計画案について
(3) その他

出席者 審議会会長
審議会委員 9名
生駒市環境基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）委員 4名
コーディネーター（特定非営利法人環境市民） 2名
その他事務局

②市長への答申

開催日時 平成21年3月18日
開催場所 生駒市役所4階特別会議室
内容 審議会で策定された基本計画案の市長への答申
出席者 審議会副会長
審議会委員 1名
策定委員会委員 7名
コーディネーター（特定非営利法人環境市民） 1名
市長
その他事務局

(3)基本計画の策定経緯

平成11年3月に策定された平成10年度版「生駒市環境基本計画」の目標年次が平成20年であるため、平成19年1月に審議会の専門部会として策定委員会の設置が決定され平成19年3月29日に第1回策定委員会が開催された。その後、平成21年3月11日の第48回策定委員会まで協議を重ね、その間平成19年12月18日及び平成20年9月12日に審議会に中間報告を行ったうえ基本計画の最終案を作成し平成21年3月13日の第12回審議会で審議された。そして審議会の審議を経た結果として、平成21年3月18日に市長に対し基本計画案の答申を行い、それを受けて最終的に市長が基本計画を策定し4月に公表した。

(4)審議会委員の報酬について

審議会委員の報酬については、生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第12号。以下「報酬条例」という。）第2条第1項及び別表の規定により各委員に支給することとされ、その額は日額14,000円となっている。ただし、報酬条例第2条第2項の規定により、議会の議員が審議会委員を兼ねるときは審議会委員としての報酬は支給しないこととなっている。

本件請求に係る審議会委員の報酬については、平成21年3月13日の第12回審議会に出席した審議会委員は会長を含めて10名であるが、そのうち2名は市議会議員と兼ねているため、8名分112,000円が支出対象とされている。また、平成21年3月18日の市長への答申には、審議会を代表し副会長及び審議会委員1名が出席しており、2名分28,000円が支出対象とされている。生駒市はこの2回に出席した審議会委員に対する報酬合計140,000円について、平成21年3月24日に支出命令書兼支出負担行為何書を起票し、平成21年4月6日に支払処理をしている。

2 判断

(1)審議会委員に対する報酬の支出について

請求人は、基本計画は当初案のままであり審議会で決定した事項をまったく無視したものになっている、基本計画案を審議したというのが市の怠惰等により審議会は条例第8

条第3項及び第22条に定める目的を達しておらず、その結果市は条例第4条及び第8条等に定める責務を果たしていないなどと審議会委員に対する報酬の支出について違法性・不当性を主張しているが、そもそも自治法第203条の2に定める報酬とは、非常勤の職員が行う勤務に対する反対給付として支給される金銭を意味している。これを本件請求についてみると、平成21年3月13日に第12回審議会が開催され、「生駒市の環境について」、「生駒市環境基本計画案について」といった議題で審議が行われ、これに出席した会長及び委員9名の計10名に対し報酬を支給している。そして同月18日には、審議会によって作成された基本計画案について、審議会の総意として市長への答申が行われ、審議会を代表して出席した副会長及び委員1名の合計2名につき報酬を支給しており、いずれも違法不当とは認められず、請求人の主張には理由がない。また、上記計2日の勤務に対する報酬の支給については、平成21年3月24日に支出命令書兼支出負担行為何書を起票し、平成21年4月6日に支払処理をしており、その事務手続きにおいて違法性・不当性は認められない。

以上のとおりであるので、審議会委員の報酬140,000円について、生駒市長、生活環境部長、環境政策課長において負担することを求める請求を棄却する。

(2) 基本計画を撤回し再策定することについて

請求人は「4月に生駒市長から公表された基本計画は当初案のままで審議会で決定した事項を全く無視したものになっている。」とし、「審議会は条例第8条第3項及び第22条第2項に定める目的を達しておらず、その結果市は条例第4条及び第8条等に定める責務を果たしていない。」ことなどから、基本計画は条例に定める要件を欠いているため撤回し再策定することを求めているが、これらは基本計画の内容及び策定過程についての違法性・不当性を主張しているものであり、財務会計上の行為ではないため、住民監査請求の対象とはならない。

以上のことから基本計画を撤回し再策定することを求める請求を却下する。

以上